

質問回答書

| 質問事項 ※入札要領、仕様書の箇所記載 | 内 容 |
|--|--|
| (例) 入札要領○ページ △△ | □□□と解してよろしいか。 |
| <p style="color: red;">入札要領 5ページ</p> <p style="color: red;">9 入札参加の制限等</p> <p>グループ会社関係（A社・B社）の場合、どちらかしか指名されないのか。</p> | <p>今回の入札は、指名競争入札ではなく、一般競争入札になります。</p> <p>人的・資本的に関係のあるグループ会社については、1案件に1者しか参加することはできません。どちらが参加するかは、グループ会社同士のお任せになります。</p> |
| どちらを指名するのか。（判断基準） | <p>今回の入札は、一般競争入札になりますので、市から参加業者を指名することはありません。</p> <p>（ただし、自動販売機の設置に関する入札についてのみにあります。）</p> |
| どちらかしか指名しないなら入札参加資格を持つ意味はないのか。 | <p>今回の入札は、案件が1件しかありませんので、2者とも登録する意味はありません。</p> <p>しかし、今回は、令和6年度の登録を前提に令和5年度の入札を可能としておりますが、来年度以降の入札については、基本、入札を実施する年度の入札参加資格を前提とする予定です。</p> <p>現時点でどの案件の入札をするかは「未定」です（ないかもしれません）が、入札がある場合、入札参加資格登録がないと参加はできません。</p> <p>なお、複数案件に対して、A社とB社を分けて入札することは可能です。</p> <p>（例えば、物件番号の1・4番はA社、2・3番はB社 など）</p> <p>敦賀市では、2年に1度の「定期受付」と、その間の年度に行う「中間受付」以外の、年度途中からの入札参加資格の受付及び登録は基本行っておりませんので、注意してください。</p> |